

警報・特別警報発令時（芦屋市に警報・特別警報が発令された場合の取扱い）

警報	<p>○開園します。 ※通園中に危険なことが起こったり、特別警報に変わったりする可能性や不測の事態も起こり得るため、当日在宅される場合（育休中、仕事を休める等）は、ご家庭で保育をお願いします。</p>
特別警報	<p>○午前 7 時時点で発令中の場合 閉園します。</p> <p>○午前 10 時までに解除された場合 施設の安全等が確認された場合、開園します。（園から開園時間をお知らせします。給食はありませんので、お弁当をお持ちください。）</p> <p>○午前 10 時時点で発令中の場合 1 日閉園となります。 ※翌日以降の開園については、特別警報が確認された場合でも、施設の安全確認等が必要となりますので、園から開園する時期等を連絡します。</p> <p>○保育中の場合 閉園になりますのでお迎えをお願いします。</p>

前日から休園を予定する可能性がある場合

台風、大雨等により次の気象・社会状況等となった場合、翌日以降の市立・私立保育施設の運営を休所・休園する場合があります。休所・休園は市内の保育施設が対象となりますが、自然災害の種類や状況、各施設の状況等により、園ごとによる個別の対応を行う場合があります。

※一斉送信メールや電話等の電子機器は、災害状況や電波状況により、使用できない可能性もございます。そのような事態には保護者の方のご判断となりますことを予めご了承ください。

- 判断基準となる気象・社会状況等
- 気象庁等の情報により、大きな災害が予測される場合
 - 鉄道事業者（本市を通る鉄道に限る）による計画運休
 - 本市、神戸市又は西宮市の公立学校園の事前（前日から）休校・休園の決定
 - その他、当該自然災害等への対応として、上記に類する事象